



山形県公報

平成20年10月17日(金)
第1986号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                 |      |
|----------------------------------|-----------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | (健康福祉企画課) ...   | 1367 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | (同) ...         | 1368 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退.....        | (同) ...         | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同) ...         | 1369 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (庄内総合支庁福祉課) ... | 同    |
| 家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求.....     | (工コ農業推進課) ...   | 同    |
| 二級建築士の免許の取消し.....                | (建築住宅課) ...     | 1370 |
| 道路の位置の指定の廃止.....                 | (村山総合支庁建築課) ... | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (同) ...         | 同    |
| 同.....                           | (同) ...         | 1371 |
| 道路の位置の指定.....                    | (置賜総合支庁建築課) ... | 同    |

### 公 告

|                      |             |      |
|----------------------|-------------|------|
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | (出納局) ...   | 同    |
| 一般競争入札の公告.....       | (公安委員会) ... | 1372 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | (病院事業局) ... | 同    |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第879号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日      |
|--------------|-----------------------|------------|
| 桜井歯科医院       | 南陽市三間通139番地5          | 平成20. 6. 1 |
| そよかぜ薬局寒河江店   | 寒河江市元町一丁目2番8号         | 同 7. 1     |
| ジャスコ三川店薬局    | 東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1 | 同 8.21     |
| ジャスコ酒田南店調剤薬局 | 酒田市あきほ町120番地1         | 同          |
| ジャスコ山形北店調剤薬局 | 山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号      | 同          |

|              |                          |        |
|--------------|--------------------------|--------|
| ジャスコ山形南店調剤薬局 | 同 若宮三丁目7番8号              | 同      |
| 長岡歯科クリニック    | 鶴岡市大宝寺字日本国378番地38        | 同 8.22 |
| あらた調剤薬局山形嶋店  | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地104街区3番 | 同 9.1  |
| みどり薬局        | 天童市東長岡二丁目1番39号           | 同      |
| 丸の内ナカムラ薬局    | 米沢市丸の内二丁目4番13号           | 同 9.15 |

## 山形県告示第880号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地            | 廃止年月日     |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 桜井歯科医院       | 南陽市三間通139番地5          | 平成20.5.31 |
| 荒井小児科医院      | 山形市久保田一丁目4番27号        | 同 8.2     |
| 齋藤医院         | 長井市今泉1091番地           | 同 8.14    |
| ジャスコ三川店薬局    | 東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1 | 同 8.20    |
| ジャスコ酒田南店調剤薬局 | 酒田市あきほ町120番地1         | 同         |
| ジャスコ山形北店調剤薬局 | 山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号      | 同         |
| ジャスコ山形南店調剤薬局 | 同 若宮三丁目7番8号           | 同         |
| 丸の内ナカムラ薬局    | 米沢市丸の内二丁目3092番地       | 同 9.15    |

## 山形県告示第881号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 辞退の効力発生年月日 |
|-----------|----------------|------------|
| ウチウミ薬局    | 山形市鉄砲町二丁目9番52号 | 平成20.4.21  |

山形県告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|--------------|------------------------------|-------------------|------------|
| 皮ふ科さいとう医院    | 訪問看護<br>介護予防訪問看護             | 酒田市あきほ町658番地6     | 平成20. 8.22 |
| 永井医院         | 介護予防居宅療養<br>管理指導<br>介護予防訪問看護 | 最上郡最上町大字向町536番地の9 | 同 8.15     |
| 篠田訪問看護ステーション | 介護予防訪問看護                     | 山形市桜町2番68号        | 同 9. 1     |

山形県告示第883号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類    | 定員  | 指定年月日      |
|---------------------------------------|---------------------------|----------------|-----|------------|
| 社会福祉法人<br>鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号 | 鶴岡市ゆうあいプラザ<br>鶴岡市ほなみ町3番2号 | 就労継続支援<br>（B型） | 35名 | 平成20. 9.30 |

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 地方独立行政法人<br>山形県・酒田市病院機構<br>酒田市あきほ町30番地 | 日本海総合病院短期入所事業所<br>酒田市あきほ町30番地 | 短期入所        | 平成20. 9.30 |

山形県告示第884号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定により、次のとおり報告を求め、平成19年5月県告示第555号（家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求）は、廃止する。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者  
飼養羽数が100羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 3 報告すべき事項
  - (1) 農場についての次に掲げる事項に係る毎月（第1回目の報告は、平成20年10月）の状況
    - イ 飼養羽数
    - ロ 死亡羽数
    - ハ 家畜の健康状態
    - ニ 飼養衛生管理の異常

- (2) 通常の死亡率と異なる等、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、その状況
- 4 報告書の提出期限
- (1) 3の(1)については、翌月の10日（10日が休日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とし、第1回目の提出は、平成20年11月10日（月）とする。）の正午
- (2) 3の(2)については、直ちに。
- 5 報告書の提出先及び提出方法
- (1) 提出先  
対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所
- (2) 提出方法  
電子メール、ファクシミリその他対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所長が指示する方法により提出するものとする。
- 6 その他必要な事項
- (1) 本告示が適用される期間は、当分の間とする。
- (2) 詳細については、次の部署に問い合わせること。
- イ 農林水産部エコ農業推進課畜産室（電話 023 - 630 - 2470）
  - ロ 中央家畜保健衛生所（電話 023 - 686 - 4410）
  - ハ 最上家畜保健衛生所（電話 0233 - 29 - 1357）
  - ニ 置賜家畜保健衛生所（電話 0238 - 43 - 3217）
  - ホ 庄内家畜保健衛生所（電話 0234 - 42 - 3331）

## 山形県告示第885号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。  
平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成20年10月8日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
中澤秀雄 第184号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

## 山形県告示第886号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び山辺町役場において縦覧に供する。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 廃止の番号 私有第2300号
- 2 廃止の場所 東村山郡山辺町大字山辺字西町898 - 3、898 - 4
- 3 道路の現況 幅員5.5メートル、延長35.0メートル
- 4 廃止年月日 平成20年10月6日

## 山形県告示第887号

次の開発行為は、完了した。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年7月23日 指令村総建第5009号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

- 東村山郡中山町大字長崎字西浦4469、4472 - 2、4472 - 3、4473 - 1、4473 - 2、4473 - 3
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市籠田一丁目6番7号  
小野建設株式会社

## 山形県告示第888号

次の開発行為は、完了した。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年8月6日 指令村総建第5015号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字西町913番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町大字山辺818番地  
安達 七太郎

## 山形県告示第889号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有道置総建第291号
- 2 指定の場所 南陽市二色根字大日前202番2の内、202番3の内、214番6の内  
南陽市二色根字田中堰191番の内  
南陽市赤湯字中川原一2822番1の内
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長64.00メートル
- 4 指定年月日 平成20年10月8日

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子プローブマイクロアナライザ 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721
- 3 落札者を決定した日 平成20年9月18日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ナルセ 山形市大手町8番20号
- 5 落札金額 35,490,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成20年8月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年10月17日

山形県村山警察署長 荒 生 光 男

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 村山市中央一丁目2番5号 村山警察署 3階会議室
- (2) 日 時 平成20年11月10日（月） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油 38,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 1号灯油 ローリー給油
- (3) 契約期間及び納入方法 平成20年11月12日から平成21年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 村山市中央一丁目2番5号 山形県村山警察署内 指定場所
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

村山市中央一丁目2番5号 山形県村山警察署会計課 電話番号0237-52-0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年10月29日（水）午前11時までに山形県村山警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札者に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月17日

山形県立中央病院院長 小 田 隆 晴

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
内視鏡システム賃貸借 42,480件（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成20年9月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
ティームディクス株式会社  
東京都新宿区西新宿一丁目22番地2号
- 5 落札金額 3498.6円（1件当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。）第3条の公告を行った日 平成20年7月25日

正 誤

|            |            |      |       |   |   |
|------------|------------|------|-------|---|---|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤 | 正 |
| 平成20. 8.29 | 第1972号     | 1194 | 下から12 |   |   |

誤

|                          |                  |       |  |
|--------------------------|------------------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 ) | 公印管理者 |  |
|                          |                  |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告     |       |  |

正

|                          |                  |       |  |
|--------------------------|------------------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 ) | 公印管理者 |  |
|                          |                  |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告     |       |  |

同 同 1195 1

誤

|                          |                            |       |  |
|--------------------------|----------------------------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 )           | 公印管理者 |  |
|                          |                            |       |  |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                      | 業務管理者 |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |  |

正

|                          |                            |       |       |
|--------------------------|----------------------------|-------|-------|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課<br>印<br>( 電話 )           |       | 公印管理者 |
|                          | 文書取扱主任者                    | 業務総括者 |       |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |       |